

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

毎年9月10日（世界自殺予防デー）から16日までの一週間を「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」として定め、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動等を推進することとしてきた。また、啓発活動によって援助を求めるといった悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することとしている。

平成29年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が中心となり、協賛団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施した。

厚生労働省では、関係省庁、地方公共団体

等に関連事業の実施を呼びかけるとともに、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供やインターネット広告を行い、都道府県及び政令指定都市の協力を得て、「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充を行った。

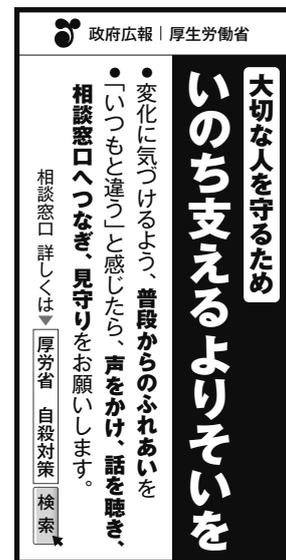
また、「自殺対策強化月間」では、座間市における事件の再発防止策として、広く若者一般を主な対象としたSNS相談事業に新たに取り組んだ。相談事業では、公募により採択された事業者により、LINEやチャット相談を中心に、必要に応じて、電話や対面相談、一時保護を行う、ネットパトロールを行ってハイリスク者への相談介入を行うなどの活動が行われた。さらに、IP電話（050）に対応した相談窓口を設定し、相談事業を実施した（第2章参照）。



(画像：自殺対策強化月間におけるインターネット広告)



(画像：自殺予防週間及び自殺対策強化月間ポスター)



(画像：自殺対策強化月間における新聞突出し広告)

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

ア 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

小学校及び中学校の学習指導要領（平成29年3月告示）においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している。また、道徳教育用教材「私たちの道徳」が平成26年度より全国の小・中学校において使用されており、本教材においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、命を大切にすべく心の育成を図っている。さらに、小学校で30年度から、中学校で31年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されることとなっている。なお、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）においても、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して、学校教育全体を通じて行う道徳教育を展開することを明記し、道徳教育の更なる充実を図っている。

また、文部科学省では、児童生徒の心と体を守る啓発教材を毎年全国の小学校、中学校、高等学校に配布（小学校：20年8月より実施、中学校・高等学校：18年3月より実施）し、その中でストレスへの対処法について解説するなど、児童生徒の心の健康教育の充実を図っている。

さらに、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、26年7月、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」を作成し、29年度も引き続き教育委員会等に周知を図った。

また、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要であるが、学校現場において「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育の取組が十分に行われているとは言い難い状況である。このような状況に鑑み、30年1月には、文部科学省・厚生労働省の連名で通知を発出し、新たな自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）に定められた「SOSの出し方に関する教

育」の推進を求めた。

加えて、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムを実施するとともに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の健全育成を目的として行う小・中・高等学校等の宿泊体験活動の取組を支援する経費を計上している。

イ 情報モラル教育の推進等

インターネットやスマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、児童生徒が、それらを介したいじめ等によって自殺を引き起こすおそれなどがあることから、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。このようなインターネットやスマートフォン、SNS等の急速な普及に伴う、情報化の影の側面への対応として、情報モラルに関する教育の推進に取り組むことが必要である。

文部科学省では、小・中・高等学校の学習指導要領において、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付けることとしている。特に、小・中学校の「特別の教科 道徳」において情報モラルに関する指導を充実することや、高等学校の必修教科である「情報」において情報モラルについて指導することを明記している。また、情報モラルに関する指導が確実になされるよう、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm）や、教員が適切な指導を行うための児童生徒向けの動画教材・教師用指導手引書（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm）の周知及び、児童生徒向けの啓発資料（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm）を作成・配布するなど、学校における情報モラルに関する教育の充実を図っている。

また、総務省では、放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的とする小・中学生及び高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に広く一般に提供してきた。平成20年度からはWebサイト「放送分野におけるメディアリテラシー」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html) を開設し、開発した教材の掲載や、教材を活用した授業実践パッケージ（授業レポート、授業指導案、ワークシート等）の作成・公開を行っている。一方、インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を公開している。また、「インターネットトラブル事例集」を21年度から作成し、インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用している（教育の情報化推進ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html）。29年12月には、SNS等を利用したネットによる誘い出しとそれに伴う犯罪被害の防止のため、新たなトラブル事例やSNSを利用する際の注意点を追記した『インターネットトラブル事例集（平成29年度版）追補版』を作成し公表している。

さらに、総務省と文部科学省は、通信関係団体等と連携しながら、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座（e-ネット安心講座）を全国規模で行うe-ネットキャラバンの活動を、平成18年度から全国において実施している。29年12月からは、学校の教職員が、児童生徒のインターネット等の安全利用について必要な知識を身に付けることにより、より一層適切な生徒指導、教育相談、情報モラル教育を行うことができるようにするため、e-ネットキャラバンに教育委員会関係者・教育関係者の参加を促している。

なお、21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）において、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとされていることから、引き続き、情報モラルに関する教育の一層の推進に取り組んでいく。

ウ 有害情報対策の推進

内閣府では、青少年インターネット環境整備法において青少年のインターネットの適切な利用に関する事項について広報啓発活動を行うよう定められていることから、青少年の適切なインターネット利用に係る広報資料の配付やフォーラムの開催等の広報啓発活動を実施している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）（平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定）において保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動を行うよう定められていることから、保護者向け広報資料の作成及び公開等の普及啓発支援を実施している（青少年有害環境対策webサイト：<http://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/index.html>）。

文部科学省では、スマートフォン等を始めとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、インターネット上でのいじめや、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムや、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

厚生労働省では、正しい知識の普及啓発を図るため、平成29年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を行うとともに、WebサイトのPR企画を活用したインターネット広告を実施した。

また、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業の中で、性別や同性愛に関わる相談の専用回線を設置し、様々な相談への対応を行っている。

さらに、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉え、精神医療従事者に対する研修の中で、性同一性障害に関する講習を行っている。さらに、障害保健福祉担当者の全国会議において、地方公共団体に対して性同一性障害の相談窓口の設置や普及啓発の更なる推進について依頼をしている。

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発リーフレットの配布や特設サイトの開設のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」やスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施している。

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。また、「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」を関係機関に提供するなど、うつ病を始めとする精神疾患に関する普及啓発の推進を行っている。

また、こころの不調・病気に関する説明や、各種支援サービス、相談窓口の紹介など、治療や生活に役立つ情報をエビデンスに基づいて分かりやすくまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～10代20代のメンタルサポートサイト～」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html>)の2つのWebサイトを設置し、戦略的な普及啓発に取り組んでいる。

地方公共団体においては、心の健康に関するWebサイトを作成し、各種精神疾患に関する基礎的情報やうつ病等の対処方法、地域内の医療機関の情報の掲載、及び行政サービスや相談窓口の紹介を行い、また、同様の内容のパンフレットを配布する等により、地域の実情に応じた普及・啓発を行っている。

埼玉県鴻巣市における取組について

～児童生徒のSOSの出し方に関する教育～

【鴻巣市の概要】

本市は首都圏50kmにあり、埼玉県のほぼ中央に位置し、地形はおおむね平坦で豊かな田園地帯が広がっている。平成30年4月1日現在の人口は118,974人である。

【鴻巣市の自殺対策事業】

平成22年度に「自殺対策庁内推進委員会」を設置し、現在まで自殺対策を全庁的な取組として認識し、啓発や相談支援を中心とした事業を実施している。平成27年4月には、鴻巣市議会定例会における文教福祉常任委員会提案による「鴻巣市民のいのちと心を守る自殺対策条例」を制定するなど、市を挙げた自殺対策事業を積極的に進めている。

平成29年度には、厚生労働省から自殺対策計画の「モデル市町村計画策定事業」の選定を受け、「自殺対策庁内推進委員会」の再構築を行った。副市長を委員長、教育長を副委員長とし、全庁的な推進体制を強化した中で、平成30年3月、「鴻巣市のいのち支える自殺対策計画」の策定に至った。

【事業実施の背景】

平成28年の「自殺統計」における本市の自殺者数は23人で、自殺死亡率は、19.3となっている。また、若年層（15～39歳）の自殺者数は、最も多い40～50歳代の男性に比べて少ないものの、死因順位では1位であり、思春期を迎える若年からの自殺予防対策を講じていく必要性は以前から課題となっていた。そのような中、平成27年2月に市主催の自殺対策講演会で、一般社団法人Live on（リヴオン）講師による「いのちの授業」を開催したが、19歳のときに母親を自死で亡くされている講師の話は実体験に基づくもので、講演の完成度が高く小中学生にも伝わりやすい内容であったことから、その日のうちに、市内小中学校における「いのちの授業」の講演開催について相談し、その場で快諾をいただけた。これが本市における「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」（以下、「SOSの出し方教育」）を実施する原点となっている。

【事業実施に至るまで】

自殺総合対策大綱における「SOSの出し方教育」は、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標としている。本市の実施している「いのちの授業」に「SOSの出し方教育」のポイントを加え、より具体的な対処法を伝えていくことについて講師と調整を行った。

また、教育委員会の理解と協力が重要なポイントであると判断し、校長会で「SOSの出し方教育」の実施について依頼を行った。必要性を感じてくれた校長先生も多く、また自殺対策庁内推進委員会の副委員長である教育長の後押しも大きな力となって、中学校は8校全てで、小学校は19校中11校で実施することとなった。

【本市におけるSOSの出し方に関する教育の内容】

いのちは「生」と「死」からできている。大切な人やものを失うと「グリーフ」と呼ばれる、その人なりの反応や感情、プロセスが生じる。そして、日本の若者の自殺が多いことに触れ、自分の命を守るためにセルフケアや信頼できる人に相談することが大切であることを伝える。また、偏見から「死にたい」と思っても相談できないことがあると想定されるので、「自殺の正しい知識」をもつため、「自殺」を「他人ごとから自分ごと」として考えていくために「生き心地ライン」というワークを行っている（資料1）。「死にたい、つらい」という気持ちと「生きたい、しあわせ」とい

う気持ちの中をいつも揺れ動いていて、生き心地が悪くなるときがあるのは誰にとっても自然なことであること。また、生き心地が悪くなった時にどうしたらよいか予め知っておくために、相談、ノートに書き出す、呼吸法など具体的なセルフケアの方法を届けている。私達にできることとして、「信頼できる人に相談してみる」、「弱さを見せる強さ」、「気にかけている」を発信する、「大切に聴く」、「ままだ（ジャッジしない）」を挙げ、授業の最後に地域で相談できる窓口を紹介している。

【成果と課題】

実績

平成29年度

授業の様子

	実施校	実施回数	参加者数
小学校	11校	12回	(児童) 796人 (教員) 26人 (保護者) 136人
中学校	8校	8回	(生徒) 2,028人 (教員) 33人 (保護者) 89人
合計	19校	20回	3,108人



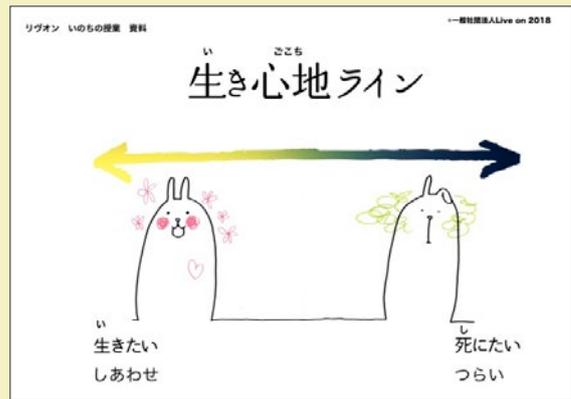
- ★小学校は5、6年生を中心に実施し、中学校は1年生又は全校生徒を対象に実施した。
- ★1校のみ別の外部講師を依頼し実施した。 ★年度中2回実施した小学校あり

事後アンケートによると、授業の理解度は非常に高く、小学生の97.7%、中学生の98.1%が「理解できた」と回答している。また、感想では「自分や周りの人の気持ちをありのままに受け止めようと思った」「つらい時は誰かに相談してもいいと思った」「家や学校の他にも相談場所があることがわかった」等、授業の主旨が十分に伝わったという手ごたえを感じている。

また、「SOSの出し方教育」の理念を盛り込んだ「しおり」(資料2)を作成し、児童生徒へのメッセージとして「なやみの相談窓口」を記載したカード(資料3)を添付した。

今後は、義務教育修了までに児童生徒1人につき1回以上実施するとともに、児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるかについて、学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等へ普及啓発していくことが重要な課題と捉えている。

資料1



資料2 (4つに切り離して使用)



資料3



埼玉県鴻巣市健康づくり部健康づくり課